

泉大津市立病院院内保育所運営業務委託に係る
公募型プロポーザル仕様書

令和4年2月

泉大津市立病院

泉大津市立病院院内保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書

泉大津市立病院院内保育所運営事業者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣 旨

本仕様書は、泉大津市立病院院内保育所運営事業者（以下「受託者」という。）が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 管理運営の基本事項

- (1) 関係法令及び例規の規定を遵守すること。
- (2) 施設の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人情報の保護の徹底に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映し、利用者満足度の向上を図るとともに、児童の安全確保、危機管理の徹底に努めること。
- (5) 事業活動計画書及び予算執行計画書に基づき、適正かつ効率的運営を行うこと。
- (6) 効率的な事業運営を行い、経費の節減に努めること。
- (7) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。

3. 保育の場所と概要

- (1) 施設名称 泉大津市立病院院内保育所
- (2) 所在地 泉大津市下条町17番37号
- (3) 延床面積 約84㎡

4. 保育内容

- (1) 定 員 20名（うち0歳は5名）
 - (2) 保 育 日 祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、
月曜日から金曜日まで、及び第1・第3土曜日
 - (3) 保育年齢 0歳（生後57日目）～小学校就学前
 - (4) 保育時間 通常保育 午前7時30分から午後7時00分まで
延長保育 午後7時00分から午後8時00分まで
夜間保育 午後7時00分から翌午前7時30分まで
- ※ 夜間保育は水曜日、第1・第3土曜日の前日に開園する。
ただし、夜間保育の当日または翌日が祝日及び年末年始の場合は休園とする。

(5) 保育の種類

- ① 月極保育 一ヶ月のうち総利用時間が140時間以上保育施設を利用する児童。
 - ② 一時保育 前号以外の児童。
- (6) 給食 別途料金(保護者負担)とし、受託者で準備、又は希望時持参可。
- (7) おやつ 別途料金(保護者負担)とし、受託者で準備、又は希望時持参可。

5. 職員配置に関すること

- (1) 日々の保育所運営業務における責任体制、連絡体制等を明確にし、業務の円滑な遂行ができる体制を確立すること。
- (2) 保育に支障がないよう保育士の異動に配慮した固定配置とともに欠員が生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
- (3) 職員の資質を高めるため、保育知識、安全のための研修等を実施するとともに運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

6. 施設、備品の維持管理等

- (1) 保育所の運営に際し施設設備・遊具等の衛生環境と美観の保持に努めるとともに、費用抑制のため省資源、省エネルギー等環境に配慮すること。
- (2) 病院が貸与する備品は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (3) 器具、その他保育に必要な全ての機器は、常に整備・点検を実施し安全確保に努めること。
- (4) 受託者が保育所の設備の原形を変更している場合は、契約期間終了までに受託者の費用負担によりこれを原状に回復して引継ぐこと。ただし、原状回復の必要がないと病院が認めたものについてはこの限りではない。

7. 業務の第三者への委託

受託者は、原則として運営業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ病院に書面で申請し、病院が承認した場合は、受託者の責任において第三者に委託することができる。

なお、第三者に業務の一部を委託した場合は、当該委託先との契約書の写しを病院に提出すること。

8. 委託条件

- (1) 法令、通達等を遵守し、保育所運営を実施すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針(平成14年7月12日雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を基本として保育運営を実施すること。
- (3) 乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講ずること。

- (4) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (5) 契約期間終了後も次の受託者がスムーズに業務を継続できるよう、契約期間中に引継ぎ期間を設け、業務に支障をきたさないよう責任を持って引継ぎを行うこと。

9. 業務負担

番号	項目	受託者	病院	保護者
1	入所案内等作成	○		
2	入退所手続き、申込先	○	○	
3	保育日時予定表作成			○
4	保育日予定表の提出先	○		
5	保育日時（変更、休園、延長保育等）の連絡先	○		
6	名簿管理等	○		
7	保護者会の開催等	○		
8	運営協議会の開催		○	
9	保育料の計算、集計	○		
10	保育料の徴収	○		
11	給食・おやつを提供	○		
12	賠償責任保険への加入	○		
13	おむつ、タオルケット等			○
14	午睡用布団のリース	○		
15	保育材料（おもちゃ、絵本、保育備品）等		○	
16	什器・備品・家電の購入		○	

17	施設・設備の修繕・維持管理費		○	
18	施設維持の為の適切な管理（除草等）	○		
19	その他 * 契約時定めるもの			

10. 費用負担

保育所運営業務に係る費用等の負担は、次のとおりとする。

(1) 病院が負担する費用

- ① 光熱水費
- ② 保育材料（おもちゃ、絵本、保育備品）等
- ③ 什器・備品・家電の購入
- ④ 施設又は部品の修繕等の維持管理に関する費用
- ⑤ その他、病院が負担することが適当と認められる費用

(2) 受託者が負担する費用

- ① 業務に従事する職員の健康管理及び被服等に係る費用
- ② 業務に従事する職員の研修に係る費用
- ③ 日常業務に必要な消耗品及び保育材料費（業務用パソコン及びプリンターを含む）
- ④ 業務遂行上使用する電話料
- ⑤ 保育業務に必要な消耗品費
- ⑥ 損害責任保険料
- ⑦ 布団リース代
- ⑧ (1)以外の費用等